

文化行政の推進体制の整備を図るための関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

佐賀県教育委員会教育長 白 水 敏 光

佐賀県教育委員会規則第4号

文化行政の推進体制の整備を図るための関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(佐賀県教育委員会議決事項等に関する規則の一部改正)

第1条 佐賀県教育委員会議決事項等に関する規則(昭和31年佐賀県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(議決事項) 第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を議決するものとする。 (1)～(10) 略 (11) 産業教育審議会の委員、 <u>文化財保護審議会委員</u> 、教科用図書選定審議会の委員及びいじめ問題対策委員会の委員の任命又は委嘱に関すること (12)・(13) 略 (14) <u>文化財の県指定に関すること</u> (15) 略 2～4 略	(議決事項) 第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を議決するものとする。 (1)～(10) 略 (11) 産業教育審議会の委員、教科用図書選定審議会の委員及びいじめ問題対策委員会の委員の任命又は委嘱に関すること (12)・(13) 略 (14) 略 2～4 略

(佐賀県教育庁組織規則の一部改正)

第2条 佐賀県教育庁組織規則(昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(分課) 第2条 教育庁の本庁に次の課を置く。 教育総務課～保健体育課 <u>文化財課</u>	(分課) 第2条 教育庁の本庁に次の課を置く。 教育総務課～保健体育課

改正前	改正後
<p>2・3 略 （課の分掌事務） 第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。 教育総務課 (1)～(20) 略</p> <p>教育振興課～保健体育課 略 文化財課 <u>(1) 文化財の保存及び活用に関すること。</u> <u>(2) 埋蔵文化財の調査に関すること。</u> <u>(3) 世界遺産のうち文化財に関すること。</u> <u>(4) 美術刀剣類の審査登録に関すること。</u> <u>(5) その他文化財に関すること。</u> <u>(6) 博物館に関すること（知事の補助職員に委任し、又は補助執行させたものを除く。）。</u></p>	<p>2・3 略 （課の分掌事務） 第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。 教育総務課 (1)～(20) 略 <u>(21) 博物館に関すること（知事の補助職員に委任し、又は補助執行させたものを除く。）。</u> 教育振興課～保健体育課 略</p>

（附属機関の委員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部改正）

第3条 附属機関の委員の報酬及び費用弁償の額に関する規則（昭和33年佐賀県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																		
別表（第2条、第3条関係）	別表（第2条、第3条関係）																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">職名</th> <th style="width: 33%;">報酬日額</th> <th style="width: 33%;">職務の級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>図書館協議会の委員</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職名	報酬日額	職務の級	略			図書館協議会の委員	略		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">職名</th> <th style="width: 33%;">報酬日額</th> <th style="width: 33%;">職務の級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>図書館協議会の委員</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職名	報酬日額	職務の級	略			図書館協議会の委員	略	
職名	報酬日額	職務の級																	
略																			
図書館協議会の委員	略																		
職名	報酬日額	職務の級																	
略																			
図書館協議会の委員	略																		

改正前			改正後	
文化財保護審議会委員	9,500円	行政職6級		
博物館及び美術館協議会の委員	略		博物館及び美術館協議会の委員	略
略			略	

(佐賀県教育庁職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第4条 佐賀県教育庁職員の職の設置等に関する規則(昭和33年佐賀県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後	
別表(第4条関係)			別表(第4条関係)	
左欄(職員)	右欄(職)		左欄(職員)	右欄(職)
略			略	
事務職員	主幹、主査、副主査、統計主事、 <u>文化財保護主事</u> 、社会教育主事補、体育指導員		事務職員	主幹、主査、副主査、統計主事、 <u>社会教育主事補</u> 、体育指導員
略			略	

(佐賀県文化財保護指導委員設置規則等の廃止)

第5条 次に掲げる教育委員会規則は、廃止する。

- (1) 佐賀県文化財保護指導委員設置規則(昭和51年佐賀県教育委員会規則第6号)
- (2) 佐賀県文化財保護審議会部会設置規則(昭和51年佐賀県教育委員会規則第11号)
- (3) 佐賀県文化財保護条例施行規則(昭和51年佐賀県教育委員会規則第12号)
- (4) 佐賀県銃砲刀剣類登録審査委員に関する規則(平成12年佐賀県教育委員会規則第8号)
- (5) 文化財保護法施行細則(平成12年佐賀県教育委員会規則第9号)

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。